

## 第10章 指導主事に関する人事行政運営の状況について

指導主事の任命権者は、大田区教育委員会です。教育委員会から、大田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第2条の規定に基づき、区長に対し、令和元年度における人事行政の運営の状況について報告がありました。この章は、その報告内容を公表するものです。

《参 考》大田区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(報告の時期)

第2条 任命権者は、毎年5月末日までに、区長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(公表の時期)

第5条 区長は、第2条及び前条の規定による報告を受けたときは、毎年12月末日までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前条の規定による報告を公表しなければならない。

### 用語説明

#### ・「任命権者」

地方公務員法やこれに基づく条例等にしがたい、職員の任命、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有しているものであり、区長、選挙管理委員会、代表監査委員、教育委員会、議会議長がこれにあたります。なお、当区においては、区長以外の任命権者が職員を任命する場合、区長の任命権に係る職員の事務従事を受けて行っています。

このことから、選挙管理委員会事務局、監査事務局、教育委員会事務局、議会事務局に勤務する職員の任用、給与等の状況は、第1章から第8章までに区長部局の職員と併せて記載しています。

## 指導主事に関する状況

### 1 任免について

(1) 令和元年度職員数

①都費 5名(充て指導主事) ②区費 8名(固有指導主事)

※区費(固有指導主事)に指導課長1名と副参事1名を含む。

(2) 採用

東京都教育委員会で採用(異動)を実施しています。

(3) 昇任

○昇任選考(校長・管理職)は、東京都教育委員会が実施しています。

○令和元年度選考合格者 … 1名

(4) 退職

○令和元年度退職者 … なし

### 2 人材育成について

東京都教育委員会の研修実施計画に基づき実施されています。

### 3 勤務条件について

週38時間45分勤務となっています。年次有給休暇は、1年(年度)において20日となっています。

教育職員(管理職を除く)については、厳格な時間管理を前提とする超過勤務手当制度になじまないため、超過勤務手当・休日給に代わるものとして給料月額の4%を教職調整額として支給しています。

### 4 服務及び処分について

(1) 兼業(兼職)許可 … 1名

(2) 分限及び懲戒処分 … 令和元年度は該当者なし

### 5 勤務成績の評定について

○東京都教育委員会の業績評定実施要領に基づき実施しています。

### 6 職員の福祉について

○共済制度は、都費(充て指導主事)は公立学校共済組合、区費(固有指導主事)は東京都職員共済組合が担っています。

○互助事業は、東京都教職員互助会が実施しています。

### 7 再任用職員の任用状況

○再任用職員はいません。